

田沢湖・角館・西木合併協議会会議録等閲覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田沢湖・角館・西木合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、田沢湖・角館・西木合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」という。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等を閲覧請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公平な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

(閲覧の申出)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書(別記様式)に必要な事項を記載して提出することにより行うものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局の所定の場所とし、その時間は、当該事務局の執務時間内とする。

(会議録等の複写等)

第6条 閲覧者は、会議録を閲覧し、その内容を他に写す方法は筆記に限るものとする。ただし、会議に提出された文書で特に指定するものについては、この限りでない。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

別記様式(第4条関係)

会 議 録 等 閲 覧 申 請 書

平成 年 月 日

田沢湖・角館・西木合併協議会

会長 田沢湖町長 佐藤清雄 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

田沢湖・角館・西木合併協議会会議録等を閲覧したいので、下記のとおり申出いたします。

なお、閲覧に際しましては、閲覧要綱に規定された事項を遵守いたします。

記

1 閲覧希望日時 平成 年 月 日
午前・午後 時 分 ~ 時 分

2 閲覧希望文書 (1)第 回協議会
(2) 協議会の会議録・ 協議会に提出された文書

3 閲覧の目的 ()